

別記 1

有機農業チャレンジ支援

第 1 事業の目的

有機農業の拡大に向けて、慣行栽培から有機栽培への転換や取組誘導を図るために、新たに有機農業に取り組む農業者の試行的な取組や、新たな取組を支援する機械レンタル等の仕組みづくりを支援し、県内有機農業の一層の拡大を図る。

第 2 事業の内容

上記の目的を達成するために必要な取組みに要する経費に対して支援を実施する。

なお、対象経費や要件、補助率等は有機農業推進事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）別表のとおりとする。

第 3 事業実施主体

事業実施主体は別表の事業区分「1. 有機農業チャレンジ支援」に定める要件を満たす者に限る。

なお、本事業の実施手続き等を行うことのできる事業実施主体は県内の農業者等に限る。

第 4 事業の実施等手続き

本事業の実施手続きは、以下により行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、交付要綱第 3 に基づき、実施計画承認申請書（別記 1 様式第 1 号）に事業実施計画書（別記 1 様式第 2 号）を添付し、住所地の市町村長に提出するものとする。
ただし、事業実施主体が農業協同組合の場合にあっては、知事に提出するものとする。
- (2) 市町村長は、事業実施主体から事業実施計画書の提出があったときには、これを審査し、事業実施主体が、別表で定める要件をすべて満たしていることを確認した上で、適当と認めたときは、隠岐支庁・農林水産振興センター（以下「センター等」という。）を経由して知事に提出するものとする。
- (3) 事業実施主体は、補助金交付要綱第 4 に基づき重要な変更を行おうとするときには、(1) 及び (2) に準じて行い、その承認申請は、事業実施計画変更承認申請書（別記 1 様式第 3 号）に事業実施変更計画書（別記 1 様式第 2 号）を添付して行うものとする。
- (4) 市町村長又は農業協同組合が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、交付要綱第 5 に基づき、概算払請求書（様式第 4 号）をセンター等を経由して知事に提出するものとする。
- (5) 市町村長は、事業が完了したときは要綱第 6 に基づき、完了報告（様式第 5 号）をセンター等を経由して知事に提出し、速やかに検査を受けなければならない。
なお、事業実施主体が農業協同組合の場合にあっては、完了報告（様式第 5 号）を知事に提出し、速やかに検査を受けなければならない。
また、部分完了を行う場合は、部分完了報告（様式第 5 号）によりセンター等を経由（農業協同組合を除く）して知事に報告し、速やかに中間検査を受けなければならない。

第 5 事業の報告

本事業を実施した事業実施主体が行う報告については、以下により行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、交付要綱第 7 に基づき、実施実績報告書（別記 1 様式第 4 号）に事業実績報告書（別記 1 様式第 2 号）を添付して、事業の実施手続きを行った市町村長に提出するものとする。
ただし、事業実施主体が農業協同組合の場合にあっては、知事に提出するものとする。
- (2) 市町村長は、第 4 の (2) に定める事務手続きに準じ、知事に提出するものとする。

第 6 事業達成状況報告

本事業を実施した事業実施主体が行う事業達成状況報告については、以下により行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、別表の事業区分 1 の (1) にあっては事業実施年度の翌年度 4 月末日

- までに、事業達成状況報告書（別記１様式第５号）を市町村長に提出するものとする。
- （２）事業実施主体は、別表の事業区分１の（２）にあつては事業実施年度の翌年度から３年間、事業達成状況報告書（別記１様式第５号）を、毎年４月末日までに市町村長に提出するものとする。
- ただし、事業実施主体が農業協同組合の場合にあつては、知事に提出するものとする。
- （３）市町村長は、（１）および（２）により提出された事業達成状況報告書を、第４の（２）に定める事務手続きに準じ、毎年５月末日までに知事に提出するものとする。

第７ 事業の実施期間

令和７年度から令和１１年度までの５年間とする。